

2018年度
改定に向けて

介護保険制度の保険給付から「要介護1・2」を外さないことを求める要望書

NPO 法人アビリティクラブたすけあい、たすけあいワーカーズ連合、NPO 法人 ACT・人とまちづくりが呼びかけ人になり、2018年度の介護保険制度改定に向けて要望書の署名活動をすすめています。

<スケジュール>
6/20 第1次集約 7/20 第2次集約 8/10 最終締切
塩崎恭久厚生労働大臣と石原伸晃経済財政担当大臣に署名を提出します。

「要望趣旨」

2015年4月の改定によって予防給付「要支援1・2」が自治体の地域支援事業へ移行されましたが、早くも2018年の次期改定に向けて下記項目の検討が開始されています。

1. 「要介護1・2」の生活援助を国の介護保険給付から外し、自治体の地域支援事業へ移行する
2. 福祉用具、住宅改修は原則自己負担とする
3. ケアプラン作成の自己負担の導入を検討する
4. 利用者2割負担の対象を拡大する（65～75歳の前期高齢者と75歳以上も所得に応じた見直し）

「要支援1・2」の地域支援事業への移行の検証を待たず「要介護1・2」の生活援助を介護保険給付から外すことによって、適切な介護が受けられず介護が重度化する、さらに家族介護者の離職の増加につながる懸念があります。軽度者と言われる「要介護1・2」の対象者は、難病も含む多様な疾患を抱えており、また認知症の方が多い中で生活援助や福祉用具貸与等の介護給付サービスは不可欠です。

また、サービス利用料の2割負担を拡大することやケアプランの自己負担が導入された場合、サービス抑制やケアプラン作成に繋がらず要介護者の状態悪化や放置に繋がることが懸念されます。

要介護1・2の要介護者が在宅で安心して暮らしていくためには、これまで通り介護保険給付で行うことを要望します。

「要望項目」

1. 要介護1・2の生活援助・福祉用具・住宅改修を介護保険給付で行なうこと
2. ケアプラン作成は、全額保険給付で継続すること

署名に
ご協力を

●署名用紙は下記のホームページからもダウンロードできます。

【NPO・ACT】<http://npoact.org/> 【インクルーシブ事業連合】<http://inclusive-gr.com/>

●連絡先：NPO 法人 アビリティクラブたすけあい (ACT)

TEL:03-5302-0393/FAX:03-5302-0394



インフォメーション

2016 フォーラム「あきらめないで、介護の未来を考える」

日時：6月25日(土) 14:00～16:00

会場：新宿区立新宿文化センター小ホール 参加費：無料

主催：NPO 法人 ACT・人とまちづくり 後援：NPO 法人 アビリティクラブたすけあい (ACT)

お問い合わせ先：人とまちづくり事務局 TEL:042-479-4810



【あなたもなれます 市民後見人】ACT 市民後見人養成講座

講師：弁護士、ケアマネジャー、精神保健福祉士、公証人、社会福祉士、市民後見人

日時：7月2日(土)、7月14日(木)、7月23日(土) 10:00～12:00/13:00～15:00

3日間 全6講座

費用：全講座受講で 13,000円 (ACT 会員は 10,000円)

講座毎の申込も可能 (1講座 = 3000円)

申込締切：6月24日(金)

申込・講座内容詳細の問合せ先：NPO 法人 アビリティクラブたすけあい (ACT)

TEL:03-5302-0393/FAX:03-5302-0394



市民が市民を救う社会へ～「生活サポート基金」の取り組み

2015年、生活困窮者自立支援制度が始まり、東京都は福祉事務所設置自治体に対し、18年度当初までに家計相談支援事業を実施するよう求めています。しかし、制度の中では補助率が1/2の任意事業であるため、16年4月現在、49自治体のうち23と、まだ取り組む自治体が少ないのが現状です。

2008年、東京都が始めた「多重債務者生活再生事業」を当初から受託している「一般社団法人生活サポート基金」には、対応困難な相談案件が自治体から送られ、15年度は961件の新規相談に対応しました。

東京都のこの事業は文字通り、生活再生のために資金貸付けも実施。都内に1年以上居住、勤続年数6か月以上、家族の課税所得600万円以下であれば、債務整理中や、債務整理後で金融機関から借り入れができない人でも融資の申込みができ、貸付けは中央労働金庫が行ないます。

「生活サポート基金」は、生活クラブ生協やパルシステム連合会といった生活協同組合などが連携して05年設立。生活困窮者自立支援制度では、多重債務者対策分野との連携も通知されており、10年前から取り組んできた同法人の実績が活かされています。

相談内容で多いのが、税金・公共料金滞納、生活費の不足、融資希望。相談者は正規雇用が41%と最も

多く、大卒で就職しても奨学金を抱え、切り盛りできないケースも多いといえます。税の滞納については、15年度から都の事業としては原則貸付け対象外となりましたが、同法人の、市民出資金による独自事業部門で貸付けを受けることは可能です。

相談受付の際に、債務表、家計表に事実をそのまま記入することが解決への第一歩。生活再生に向けて本人の自覚が強まり、行動に移せるようになるといいます。支援には具体的なアドバイスに加え、スピード感も必要。最後のセーフティネットである行政が立ち入りにくいところに市民こそが寄り添い、支援しているとも言えるのです。



路上生活を余儀なくされる方向けアパートの管理・運営も。敷金・礼金・保証金不要。保証人がいない場合「生活サポート基金」が保証。地元のワーカーズと連携し、定期的な見守りと、生活再生相談により自立をサポートしている。杉並区にある「荻窪アパート」。

(インクルーシブ事業連合事務局 稲宮須美)

2016年度インクルファンド第1回助成結果報告&第2回募集概要

市民版地域福祉計画に基づく事業の立ち上げを対象とした上限300万円の助成を実施しました！

●一般社団法人 Calin 昭島
重症心身障害児(者)支援事業
(児童発達支援・放課後等デイサービス)
助成額：2,980,800円
助成項目：施設リフォーム費用



●hahaco ワーキング
親子コワーキング事業
助成額：97,372円
助成項目：ノートパソコン、プリンター、プロジェクター、ベビーゲート、広告料等



●生活クラブ運動グループ
江戸川地域協議会
「えどがわあったか子ども食堂」
助成額：38,500円
助成項目：チラシ・ポスター・看板作成費



2016年度第2回助成受付中！

<助成の種類>

- ① 新たな地域福祉事業の立ち上げ準備費用：上限50万円・「市民版地域福祉計画」に基づく地域福祉事業の立ち上げ支援：上限300万円
- ② 地域福祉に関する地域の活動：上限30万円
- ③ 地域福祉に関わる事業継続のためのサポート：上限10万円

スケジュール

6月24日(金)	応募締切(メール必着)
7月11日(月)	地域協議会または生活クラブ生協・各ブロック理事会による推薦活動期間
8月29日(金)	プレゼンテーション(公開)
9月15日(木)	選考委員会(非公開)
9月23日(金)	インクルーシブ事業連合運営委員会で助成決定
10月初旬	助成金振込み